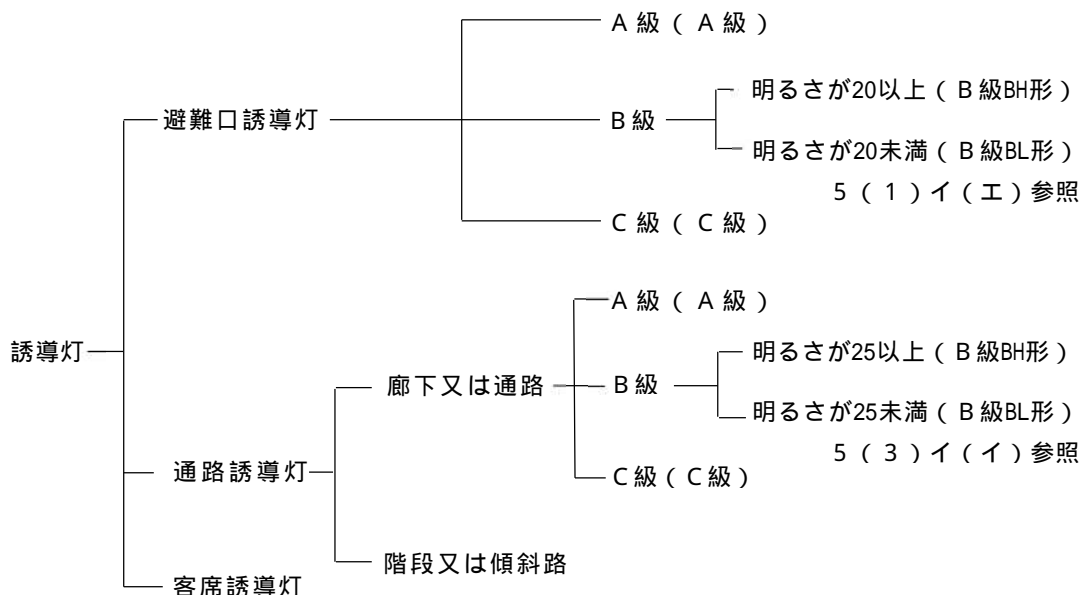


誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。



注：()内は誘導灯に表示される型式を示す。

【誘導灯の区分による種類】

- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z 8716の常用光源蛍光ランプD65により、照度200ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面が24mcd(ミリカンデラ)/㎡以上、100mcd/㎡未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、100mcd/㎡以上のものを高輝度蓄光式誘導標識をいう。
- (4) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球、蛍光ランプ又はLEDを点滅する装置をいう。
- (5) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (6) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通じる直通階段(傾斜路を含む。)、直通階段の階段室、その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (8) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室、倉庫、収蔵庫、書庫等これらに相当する室をいう。
- (9) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (10) 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。

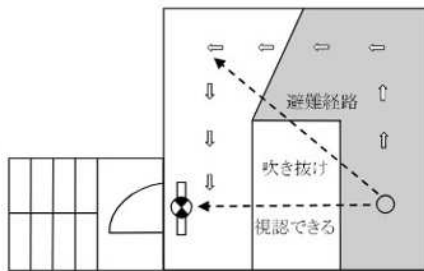
(11) 非常用の照明装置とは、建基政令第126条の4に規定されるもので、建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

(12) 容易に見とおしができるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

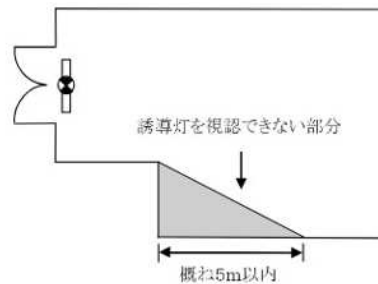
通常1.5m程度の高さの什器がある場合、容易に見とおし、かつ、識別できないものと考えられるが、誘導灯が高い位置に避難上有効に設けられている場合はこの限りでない。また、車いす利用者や子供などの視認障害について、防火対象物の実態を考慮すること。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること(第1図参照)。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が概ね5m移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見とおしできるものとみなす。(第2図参照)。

死角や吹き抜け等がある場合の例



第1図【吹き抜けがある場合】



第2図【死角がある場合】

(13) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。

(14) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等(当該防火対象物の火災時に影響を受けない灯火に限る。)をいう。

(15) 標識灯とは、灯火を内蔵した標識板をいう。

2 構造及び性能

(1) 誘導灯の区分(省令第28条の3第1項)

避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)は、第1表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ(常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。)を有するものとしなければならない。

第1表

区分		表示面の縦寸法(メートル)	表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能(省令第28条の3第2項)

避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)の有効範囲は、当該誘導

福井市消防用設備等に関する審査基準

誘導灯及び誘導標識

灯までの歩行距離がア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする（第3図参照）。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする（第4図参照）。

ア 第2表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

第2表

区 分		距離（メートル）	
避難口	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
誘導灯	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級		15
通路	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

注：表示面の縦寸法がA級は0.4 m、B級は0.2 m、C級は0.1 mのものを基本とする。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

D：歩行距離（単位：メートル）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：メートル）

k：第3表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第3表

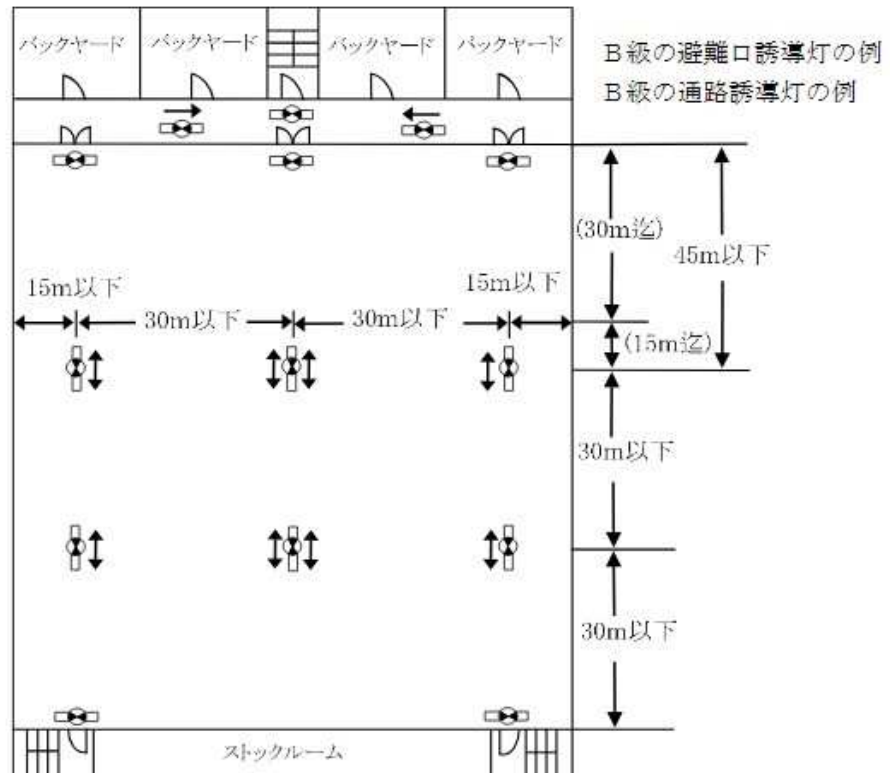
区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

注：この式を適用するものは、「A級」「B級」「C級」に適合するものであって、表示面の縦寸法がA級は0.4 m、B級は0.2 m、C級は0.1 m以外の場合とする。

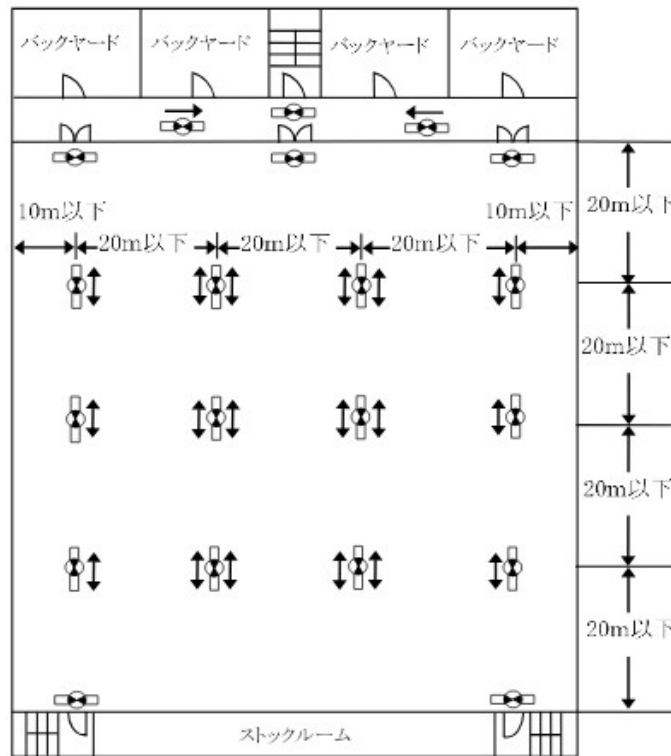
例：避難口誘導灯B級で縦寸法が0.3 mのもの $D = kh = 150 \times 0.3 = 45m$

(3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第28条の3第1項、同条第2項、誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）によること。

なお、誘導灯は原則として認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）を、また、蓄光式誘導標識は原則として認定品（登録認定機関（一財）日本消防設備安全センター）を設置するよう指導すること。



第3図【居室の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例】



第4図【居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例】

3 誘導灯及び誘導標識の設置基準

誘導灯及び誘導標識の設置対象物は、第4表のとおりである。

第4表

防火対象物の区分	設置根拠法令			誘導灯の設置区分		
	政令第26条			避難口誘導灯	通路誘導灯	
項	避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	A級、B級（BH型又はBL形に点滅機能付き）	A級又はB級BH形 4	
(1) イ	全部	全部	全部 ただし誘導灯の有効範囲を除く	床面積が1,000㎡以上の階	床面積が1,000㎡以上の階	
(2) イ						
(2) ロ						
(2) ハ						
(2) ニ						
(3) イ						
(3) ロ						
(4)						
(5) イ						1
(5) ロ						
(6) イ	全部					
(6) ロ						
(6) ハ						
(6) ニ						
(7)	1					
(8)	1					
(9) イ	全部	2	床面積が1,000㎡以上の階 3	床面積が1,000㎡以上の階 3		
(9) ロ						
(10)	1	2	床面積が1,000㎡以上の階 3	床面積が1,000㎡以上の階 3		
(11)						
(12) イ						
(12) ロ						
(13) イ						
(13) ロ						
(14)						
(15)						
(16) イ	全部 6	2	床面積が1,000㎡以上の階 3	床面積が1,000㎡以上の階 3		
(16) ロ	1	2	全部	全部		
(16の2)	全部	2	全部	全部		
(16の3)						
備考	1 地階、無窓階及び11階以上の部分が該当する。 2 (1)項の用途部分が該当する。 3 (1)項から(4)項まで又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される階に限る。 4 廊下に設置する場合で、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別できる場合を除く。 5 誘導灯の設置区分欄に指定がないものは、A級、B級、又はC級のいずれかを設置する。 6 小規模特定用途複合防火対象物（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分を除く。					

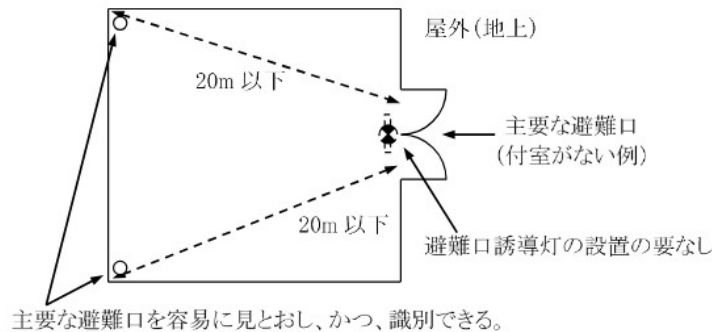
4 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室（居室以外の室を含む。以下、4(1)オ及びカ並びに5(1)ア(イ)Kを除き、この項において同じ。）の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第5図参照）。

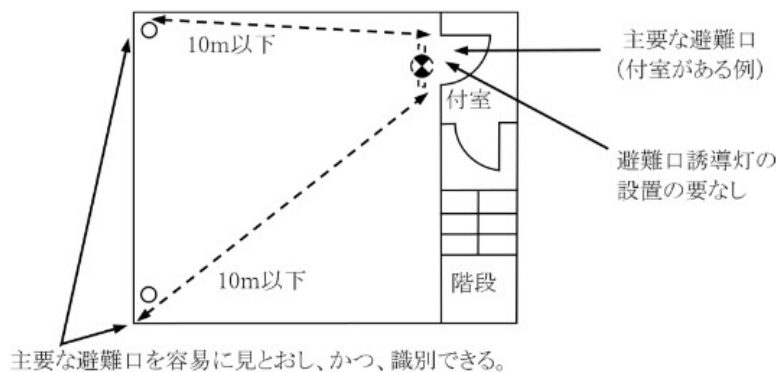
（注） 地階であっても避難階の場合は該当する（以下同じ）。



第5図【避難口誘導灯の設置緩和例】

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第6図参照）。



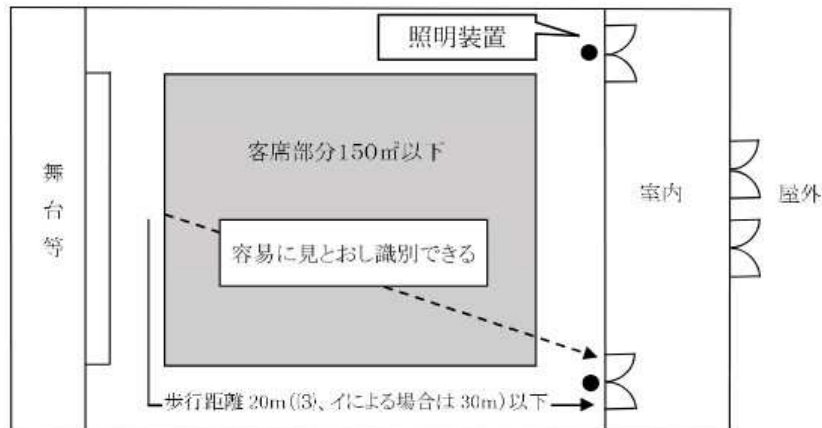
第6図【避難口誘導灯の設置緩和例】

ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階（床面積500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。（3）イにおいて同じ。）で（ア）から（ウ）に該当するものは誘導灯、誘導標識の設置を要しない。なお、これによる場合は、（エ）及び（オ）を指導すること（第7図参照）。

（ア）客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下同じ）を2以上有すること。

- (イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口までの歩行距離が20m以下であるもの。
- (ウ) すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別できるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。
- (エ) 非常電源から、照明装置までの配線は耐火配線とすること。
- (オ) 非常電源の容量は、20分間以上とすること。



第7図【劇場等の誘導灯の設置緩和例】

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で（ア）から（カ）に該当するものは避難口誘導灯の設置を要しない（第8図及び第9図参照）。

- (ア) 直接地上に通ずる避難口（主として当該居室に存するものが利用するものに限る。）を有していること。

主として当該居室に存するものが利用するものとは、当該居室以外の部分に存する者が利用する避難経路を除くものであること。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等は、当該居室以外の部分には含まれない。

- (イ) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

- (ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

- (エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が、次のいずれかであること。

なお、当該照度を確保するための照明は、常時の点灯を義務付けるものではない。

- a 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、100mcd / m²以上の輝度となる照度であること。

- b 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識（認定品に限る。）の設置箇所における照度は200ルクス以上であること。

- (オ) 前（エ）によるほか、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上となる場合には、次によること。

- a 次の式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。

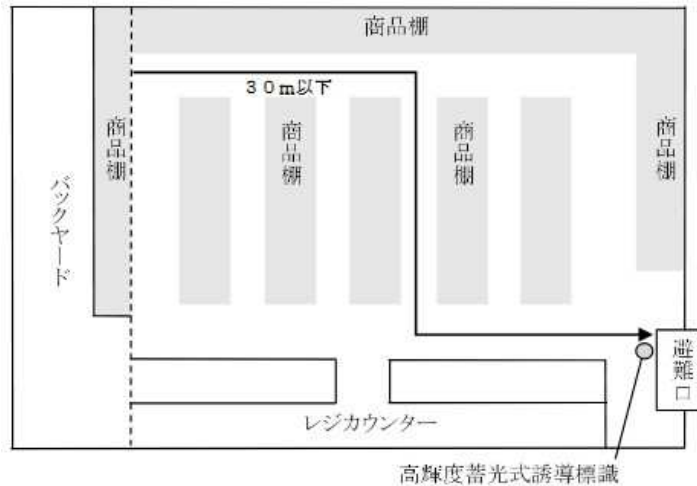
$$D = 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所まで歩行距離 [メートル]

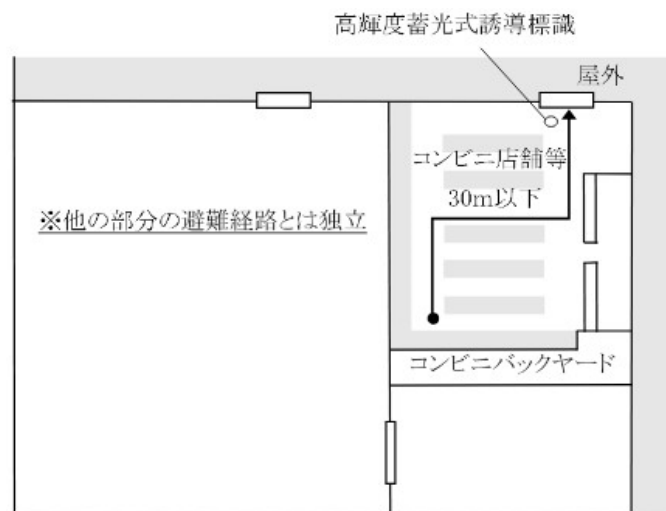
h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [メートル]

b 20 分間経過した後の表示面が、 $300\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の輝度となる照度を確保すること。

(カ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。



第 8 図【避難口誘導灯の設置緩和例（単独平屋の場合）】



第 9 図【避難口誘導灯の設置緩和例（防火対象物の一部に当該居室が存する場合）】

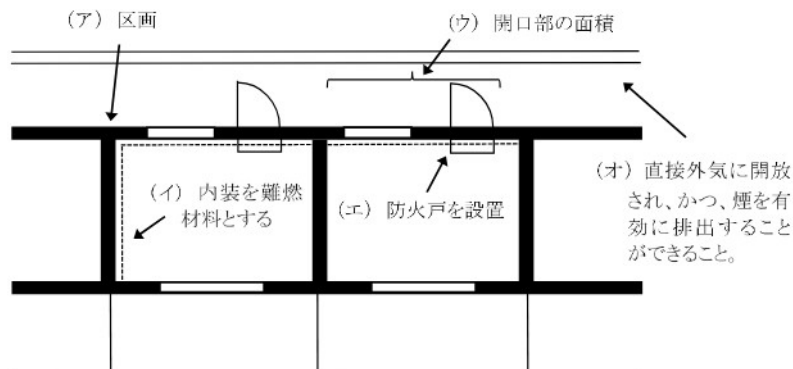
オ 複合型居住施設の場合

政令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、(5) 項口並びに (6) 項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の (ア) から (オ) までに定めるところにより、10 階以下の階に存する (6) 項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの (6) 項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び 11 階以上の階の部分を除く。）は避難口誘導灯の設置を要しない。（第 10 図参照）

(ア) 居室を準耐火構造の壁及び床（3 階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）

で区画したものであること。

- (イ) 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ、地上に通ずる廊下その他の通路であっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- (ウ) 区画する壁及び開口部の面積の合計が 8 m^2 以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下であること。
- (エ) (ウ) の開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
 - a 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - b 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ 75 cm 以上、 1.8 m 以上及び 15 cm 以下であること。
- (オ) (6) 項口及び八に掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。



第10図【区画のイメージ】

カ 民泊施設等の場合

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項イ及びロ並びに(6)項口及び八に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の(ア)から(ウ)まで並びに前オ(イ)及び(ウ)に定めるところにより、10階以下の階に設置される区画を有するものの(5)項イ並びに(6)項口及び八に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階を除く。）は避難口誘導灯の設置を要しない。

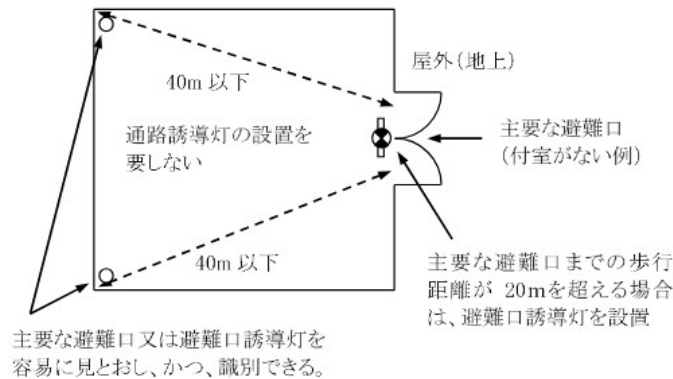
- (ア) 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (イ) 区画する壁及び床の開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは前オ(エ) a 及び b に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合

- 計が4㎡以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
- (ウ) (5) 項イ並びに(6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。
- キ 小規模特定用途複合防火対象物の場合
小規模特定用途複合防火対象物(政令別表第1(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分は、避難口誘導灯の設置を要しない。

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階(無窓階を除く。)の場合

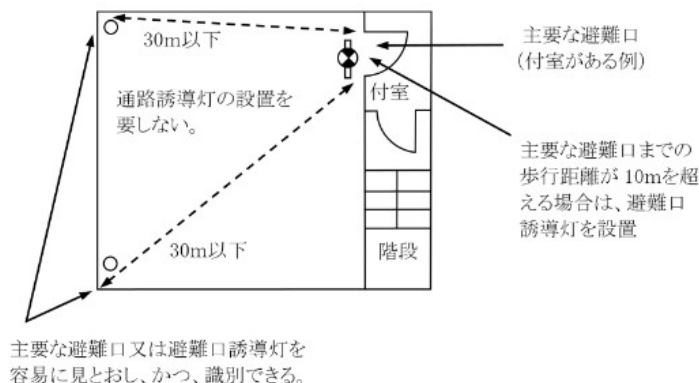
政令別表第1(1) 項から(16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(省令第28条の3第3項1号イに掲げる避難口)又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。(第11図参照)



第11図【通路誘導灯の設置緩和例】

イ 避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。)の場合

政令別表第1(1) 項から(16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(省令第28条の3第3項1号ロに掲げる避難口)又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない(第12図参照)

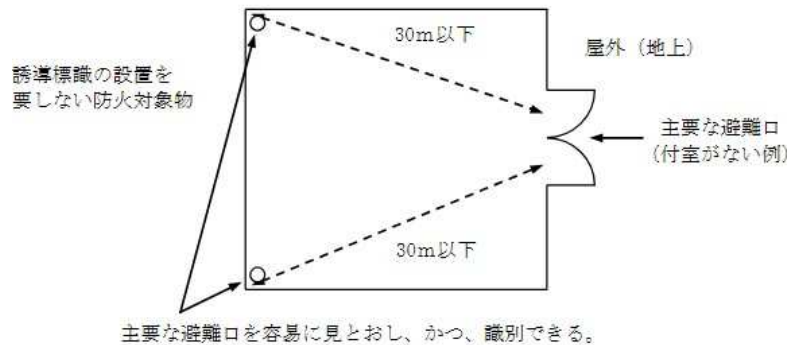


第12図【通路誘導灯の設置緩和例】

(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。ただし、避難階にあっては通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分を除く。（第14図参照）



第14図【誘導標識の設置緩和例】

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。

ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階で、(ア)及び(イ)に該当するものは誘導標識の設置は有しない。なお、これによる場合は、(ウ)及び(エ)を指導する事（第7図参照）。

(ア) 客席避難口が、(1)ウ(ア)及び(ウ)によるものであること。

(イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口までの歩行距離が30m以下であること。

(ウ) 非常電源から、照明装置までの配線は耐火配線とすること。

(エ) 非常電源の容量は、20分間以上とすること。

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、前(2)ウに該当するものは誘導標識の設置を要しない。

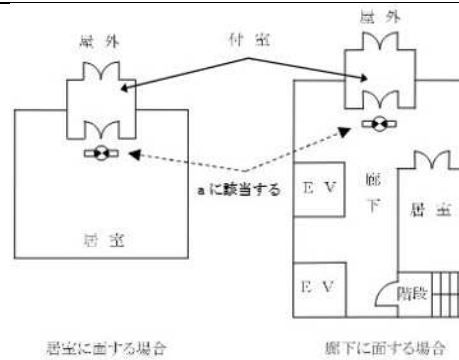
5 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 避難口誘導灯は、次に掲げる避難口に設置すること。

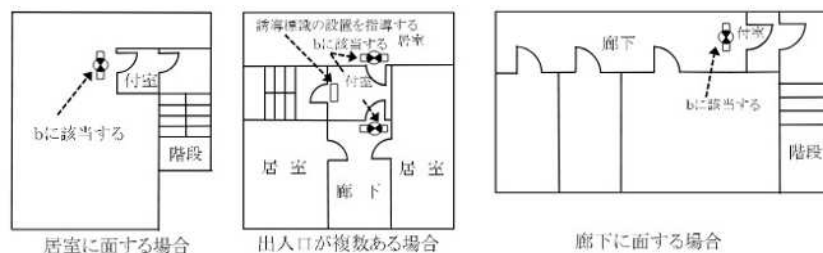
- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第15図参照）



第15図【屋内から直接地上へ】

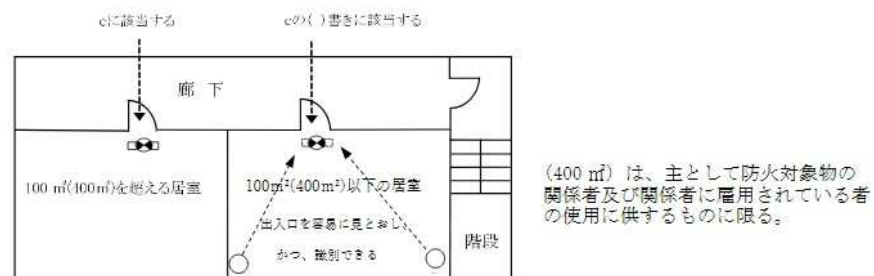
- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第16図参照）

なお、付室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。



第16図【直通階段の出入口例】

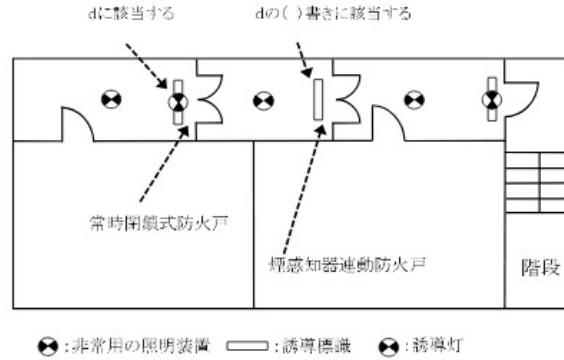
- c a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの）にあっては、400㎡）以下であるものを除く）（第17図参照）。



第17図【居室から廊下への出入口の例】

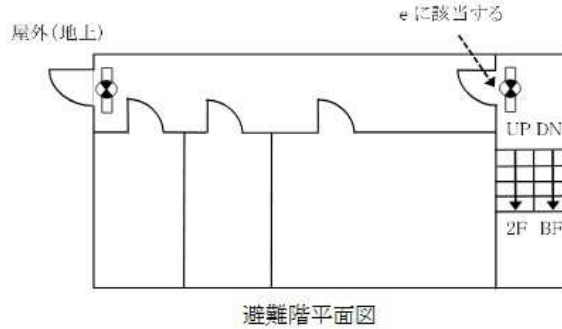
- d a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸のうち直接手で開くことができるもの（くくり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）（第18図参照）

なお、誘導標識から 7.5 m 以内については、通路誘導灯の設置を要しない。

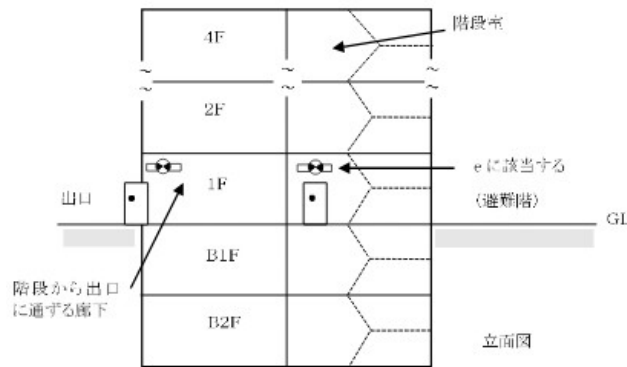


第18図【廊下の途中にある防火戸の例】

e 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通じる出入口（避難経路となるものに限る。）（第19A、B図参照）



第19A図【直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例】



第19B図【直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例】

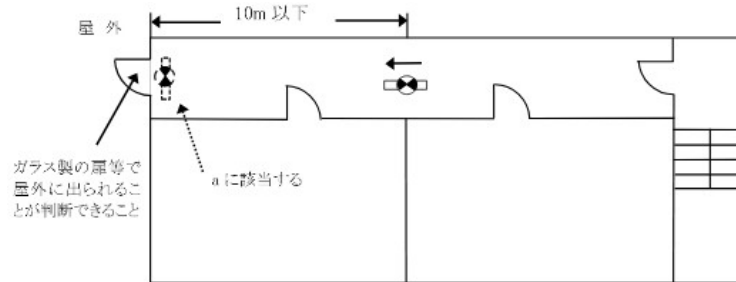
f 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。

(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

a 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口のうち、10m以内にある通路誘導灯の位置から

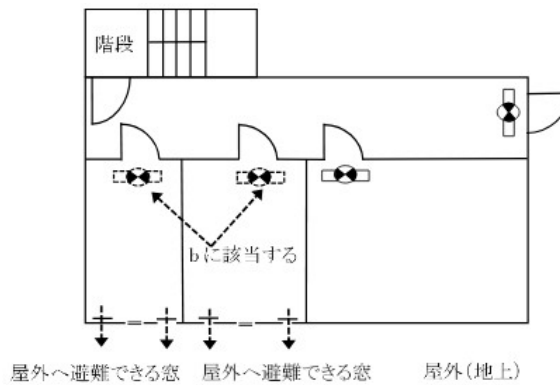
直接地上に出られることが容易に判断できる最終避難口。ただし、次に掲げる防火対象物を除く（第20図参照）

- (a) 政令別表第 1 (1) 項及び (4) 項で延べ面積が1000㎡以上の防火対象物
- (b) 政令別表第 1 (16) 項イの防火対象物で、 (1) 項及び (4) 項の用途に供する床面積の合計が1000㎡以上のもの



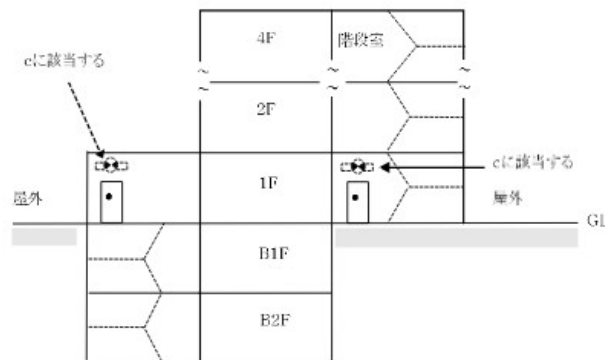
第20図【避難口誘導灯の設置緩和例】

- b 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（ただし、a (a) 又は (b) に掲げる防火対象物を除く。）（第21図参照）



第21図【避難口誘導灯の緩和例】

- c 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第22図参照）



第22図【避難口誘導灯の緩和例】

(b) 政令別表第1(6)項から(8)項及び(9)項口の用途に供する部分で、客の出入りする居室の床面積が400㎡(外光によりより避難上有効な照度の取れない地階及び無窓階に該当する場合は200㎡)以下であるもの。

- i 外光により避難上有効な照度が得られる開放廊下等で、廊下の各部分から容易に見とおし、かつ、識別できる不特定多数の避難経路とならない直通階段への出入口
- j 政令別表第1(5)口に掲げる防火対象物の一部を(5)項イに掲げる用途として使用することにより、(16)項イに掲げる防火対象物となる場合の(5)項イの各独立部分。(通路誘導灯及び誘導標識の設置も要しないものとする。)ただし、各独立部分の宿泊室から主たる出入口に通ずる廊下等に曲がり角又は扉が複数あり避難に支障があると認める場合は、当該廊下等に誘導標識を設置すること。(第25図参照)



第25図【避難口誘導灯の設置緩和例】

- k 従来、建物全体が一般住宅のように供されていた戸建の家屋で、政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物又は複合用途防火対象物のうち、次の(a)及び(b)に掲げる部分。(通路誘導灯及び誘導標識の設置も要しないものとする。)

(a) 次の又はに該当する避難階

各居室から直接外部に容易に避難できること。

なお、居室から外部に通ずる開口部は、省令第5条の3に定める開口部を有していることに加え、特例の対象となる防火対象物(幼稚園、福祉施設等)の利用者が容易に避難できる構造であること。また、ガラス製の扉等で屋外に出られることが判断できる必要があり。雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が屋外であることが判断できないものではないこと。

防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

なお、簡明な経路とは、長さ15m以下の廊下で、廊下の端から避難口を容易に見とおし、かつ、識別できるものとする。

(b) 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分(令別表第1対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。)

l 令別表第1(14)項(荷さばき室等を有しないものに限る。)、(13)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が50㎡未満のもの

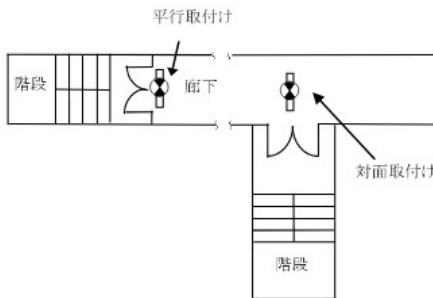
m モデルルームの用に供するものまたはその部分

イ 設置要領

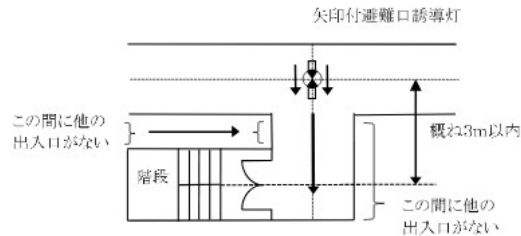
(ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

a 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること(第26図参照)。

- b 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること（第27図参照）。

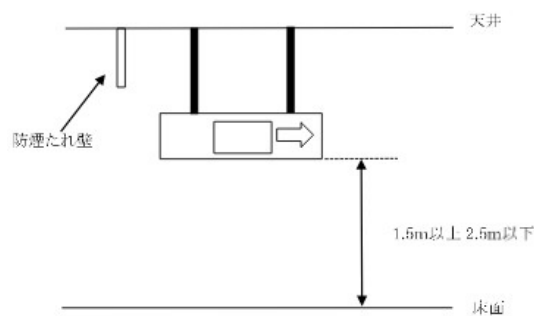


第26図【避難口誘導灯の設置例】



第27図【避難口誘導灯の設置例】

- (イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯の下面までの高さが、1.5 m以上 2.5 m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。（第28図参照）
- b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること（第28図参照）。



第28図【避難口誘導灯の設置高さの例】

- (ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (エ) 避難口誘導灯を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度 $(cd/m^2) \times$ 表示面の面積 (m^2) が 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第32条を適用して B 級又は C 級とすることができる。
- a 政令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は (16 の 3) 項に掲げる防火対象物
- b 政令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の階又は (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が $1,000 m^2$ 以上のもの
- (オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。
- (カ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。

(キ)地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。

(2)点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

点滅機能を付加した誘導灯(以下「点滅形誘導灯」という。)、音声誘導機能を付加した誘導灯(以下「誘導音装置付誘導灯」という。)並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯(以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。)の設置箇所及び設置要領は、(1)の例によるほか次によること。

ア 設置箇所

(ア)点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯(以下「点滅形誘導灯等」という。)は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。

a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの避難経路となる部分

b 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口

c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で誘導灯を容易に識別しにくい部分

(イ)省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

(ア)自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。

なお、自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

(イ)点滅形誘導灯等は、(1)イによるほか、別記1「連動式誘導灯設備の基準」によること。

(ウ)省令第24条第1項第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの(以下「区分作動方式」という。)であること。

(エ)非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。

(オ)避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りでない。

a 屋外階段の階段室及びその付室の出入口

b 開放階段(「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件(平成14年消防庁告示第7号)」に規定する開口部を有する階段。以下同じ。)の階段室及びその付室の出入口

c 特別避難階段の階段室及びその付室の出入口

d 最終避難口及びその付室の出入口

(カ)前(オ)の場合において、当該階段室には、煙感知器を省令第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。

a 地上階にあっては、点滅型誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階

に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること（別記1、別添え第1図参照）。

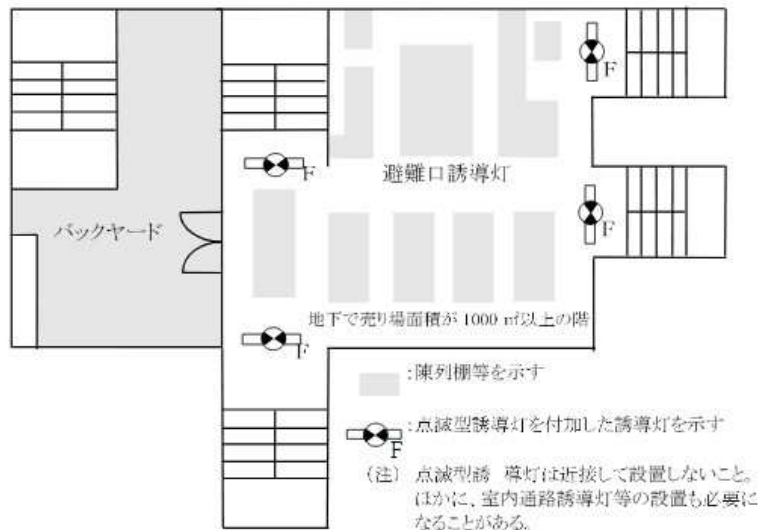
なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。

b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

自動火災報知設備の感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要がある。

(キ) 前(カ) bにより点滅等を停止させる場合の受信機には、点滅等の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を付置すること。

(ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること（第29図参照）。



第29図【点滅型誘導灯等の設置例】

(3) 通路誘導灯

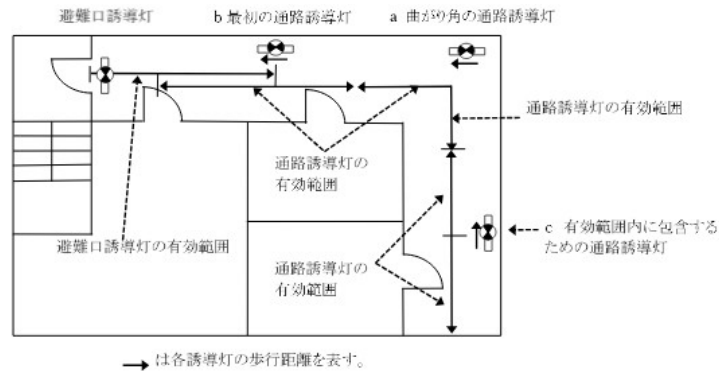
ア 設置箇所

(ア) 通路誘導灯は、次に掲げる箇所に設けること（第30A図参照）。

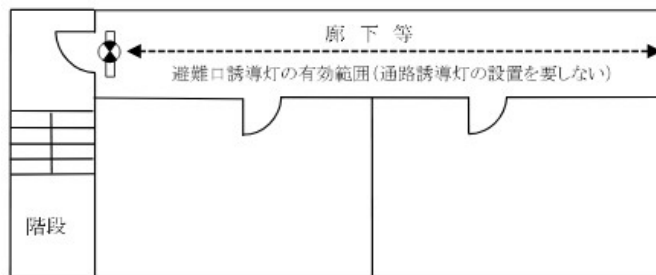
a 曲り角

b 省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の場合を除く。）（第30B図参照）。

c a及びbのほか、廊下又は通路（居室内を含む）の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所



第30 A 図【通路誘導灯の設置例】



第30 B 図【廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲の場合の例】

(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して通路誘導灯の設置を省略することができる。

- a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等（ただし、(1)ア(イ)a(a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。）
- b 政令別表第1(6)項二に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- c 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下
- d 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居に供する廊下等
- e 客席誘導灯を設けた居室内
- f 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- g 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

イ 設置要領

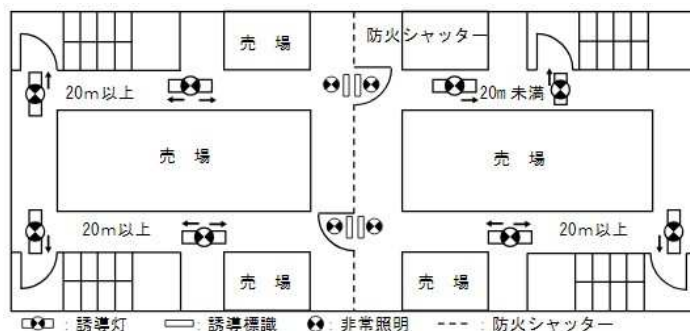
(ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

(イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度（ cd/m^2 ）×表示面の面積（ m^2 ）が25以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。

また、当該防火対象物の関係者のみを使用する場所にあつては、政令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。

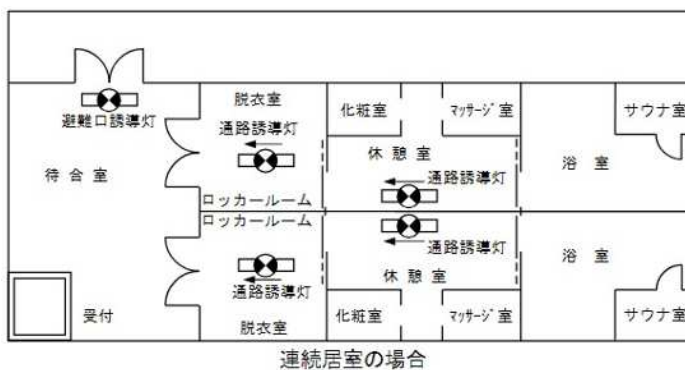
- a 政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物

- b 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの
- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。
- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、啓示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。
- (キ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。
- (ク) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。
(第31図参照)
- (ケ) 居室内に防火戸(防火シャッターを含む。)がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること(第31図参照)。



第31図【誘導灯の設置例】

- (コ) 政令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(9)項イの用途に供される部分で、脱衣室、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること(第32図参照)。

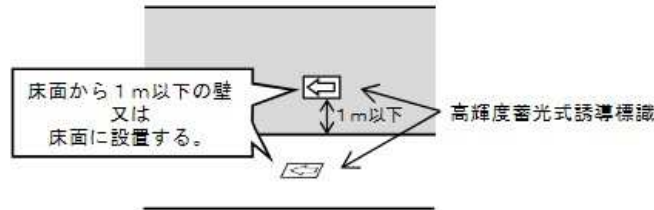


連続居室の場合
第32図【誘導灯の設置例】

- (サ) 令別表第1(2)項二に掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16の2)項、(16の3)項に掲

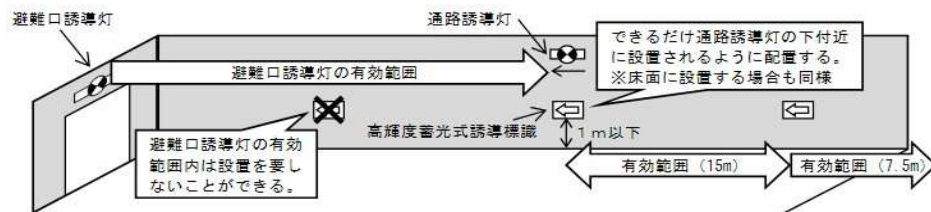
げる防火対象物の同表(2)項二の用途に供する部分にあっては、床面から誘導灯下面までの高さが1m以下となるよう設置すること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識をaからdにより設置した場合は、設置高さを1m以下としないことができる。

- a 高輝度蓄光式誘導標識は、4(1)エ(エ)及び(カ)によること。
- b 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は次によること。
- (a) 床面から1m以下の壁に設置する場合は、高輝度蓄光式誘導標識の下端からの高さとする。 (第33図参照)

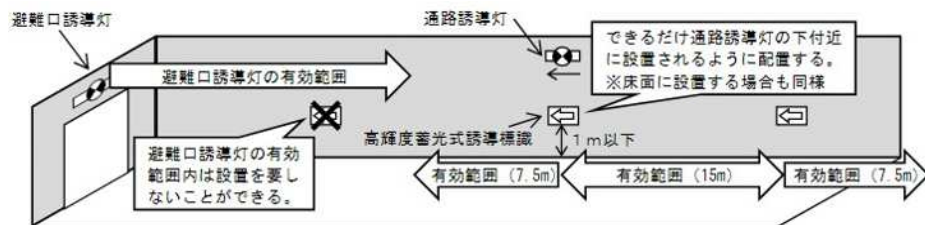


第33図【床面又はその直近に設ける場合の設置例】

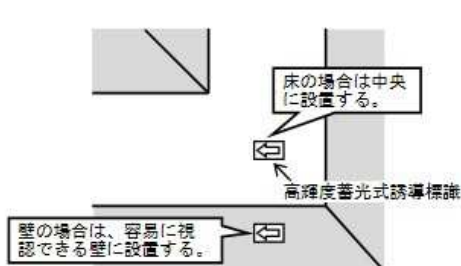
- (b) 通行、清掃、風雨等による摩耗、侵水等の影響が懸念されるものにあつては、壁用以外の認定品を使用すること。
- c 廊下又は通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及びその曲り角の床又は壁に設けること(避難口誘導灯の有効範囲である廊下又は通路の部分を除く。)(第34A、B図及び第35図参照)。
 なお、T字路又は十字路の壁に設置する場合は容易に視認できるよう、原則として両側の壁に設置すること(第36図参照)。



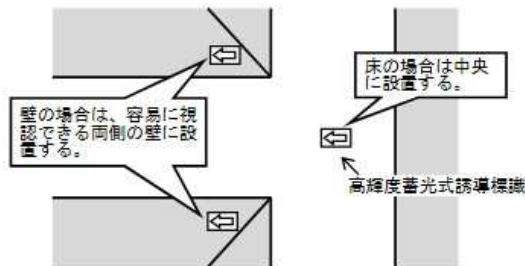
第34A図【屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面する場合の設置例】



第34B図【第34A図以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面する場合の設置例】



第35図【曲り角に設ける場合の設置例】



第36図【T字路又は十字路に設ける場合の設置例】

- d 光を発する帯状の標示等を用いた誘導表示は、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の端部の位置を示す標示を行うもの等で、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における当該表面の輝度が、次式により求めた値以上であること。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

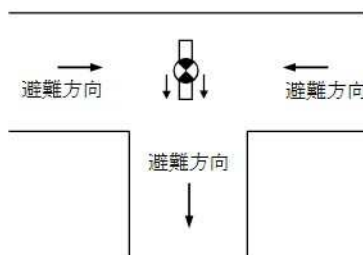
L' : 当該表示の表面における輝度 [mcd/ m^2]

L : 2 [mcd/ m^2]

d' : 当該標示の幅 [ミリメートル]

また、曲り角等の箇所には、必要に応じ、高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示すること

- (シ) 前(サ)に掲げる防火対象物以外の防火対象物又はその部分に設けるものあっては、ランプの交換等による維持管理や目線を考慮して、床面から通路誘導灯下面までの高さが1 m以下となるように設置すること。ただし、これによらない場合は2.5 m以下となるように設置すること。
- (ス) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること。
- (セ) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。
- (ソ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- (タ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。
- (チ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。
- (ツ) 床又は天井等に有効に設置すること(第37図参照)。



第37図【通路誘導灯の設置例】

(4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。(4(2)エに定める部分を除く。)

(イ) 設置緩和

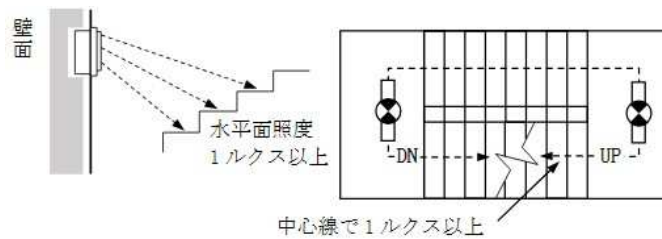
次のいずれかに該当する場合は、政令32条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。

- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段(ただし(1)ア(イ)a(a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。)
- b 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段
- c 政令別表第1(6)項二に掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段
- d 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居に供する階段

イ 設置要領

(ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること(第38図参照)

(イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。



第38図【階段通路誘導灯の設置例】

(5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

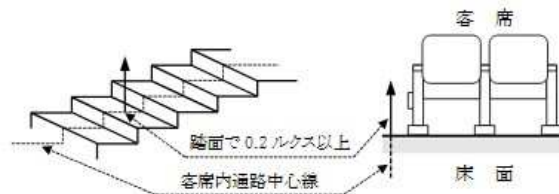
(イ) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
- c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分
自動火災報知設備の火災信号により、点灯するものにあつては、6に準じて消灯することができる。

イ 設置要領

(ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上あること。

(イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること(第39図参照)。



第39図【客席誘導灯の設置例】

- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- (エ) 原則として、床面から 0.5 m 以下の高さに設けること。
- (オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上支障とならないように設置すること。
- (カ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- (6) 表示複合型誘導灯
 - 表示複合型誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(3)及び(4)の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。
- (7) 標識灯と並列設置される誘導灯
 - 標識灯と並列設置される誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(3)、(4)及び(6)の例によるほか、次によること。
 - 並列設置とは標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。
 - ア 標識灯に使用される色は、概ね「緑色」又は「赤色」以外のものであること。
 - イ 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。
 - ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。
- (8) 誘導標識
 - ア 設置箇所
 - (ア) 避難口に設ける誘導標識は、省令第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部等に設けること。
 - (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
 - (ウ) 5(1)ア(イ)及び5(3)ア(イ)により避難口誘導灯及び通路誘導灯を省略した部分について、誘導標識の設置を省略できるものであること。
 - イ 設置要領
 - (ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5 m 以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
 - (イ) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。
 - (ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識と紛らわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
 - (エ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて畜光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除く。
 - (オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。
 - 扉、床等に塗料を用い、誘導標識の基準に順じ表示したものにあっては、誘導標識として取り扱うことができる。
- (9) 特殊場所に対する基準の特例
 - 冷凍庫又は冷蔵庫（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分については、次の基準によ

り政令32条を適用し、誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

- (ア) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合
 - (イ) 誘導標識等の出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火（設置環境温度に適するもの）が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
 - (ウ) 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から誘導標識等の出入口であることを明示する表示及び非常電話源を付置した緑色の灯火（設置環境温度に適應する）を容易に確認できる場合
- イ 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

6 誘導灯の消灯

(1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

- (ア) 休日、夜間等において定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）
- (イ) 無人倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

- (ア) 政令別表第1(1)項及び(8)項に掲げる防火対象物、同表(16)項に掲げる防火対象物の(1)項及び(8)項の用途に供される部分並びにこれらに準ずる部分のうち、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される場所
- (イ) 舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分
- (ウ) 通常の使用状態において常時暗さが要求される遊園地のアトラクション等の用途に供される場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがあり、かつ、政令別表第1(2)項（飲酒を伴うものに限る。）及び(3)項に掲げる用途に供される部分を除く場所（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）

エ 主として、防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

- (ア) 政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項まで及び(16)項口に掲げる防火対象物にあつては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分
- (イ) 政令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分
- (ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

オ 省令第28条の3第3項第1号二に掲げる場所で常時開放されている部分

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。

(3) 消灯できる期間

ア (1)アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。

- イ (1)イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。
- ウ (1)ウに掲げる消灯対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該部分の使用目的の障害になるおそれがある場合に限るものであること。
- (ア)常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯はできない。
- (イ)一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館及び劇場における上演中等当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。
- (ウ)一次的(数分程度)に暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。
- (4)消灯及び点灯方法
- ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯し、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。ただし、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直者等がいらない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯すること。
- イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。
- ウ 消灯は、前(3)ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象物を見とおせる場所又はその付近に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動し誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。
- 点灯は、自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するもの(自動火災報知設備のない防火対象物を除く。)とし、かつ、次の各号のいずれかに適合するものであること。
- (ア)消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。
- (イ)(1)ウ(イ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動操作により行うことができる。
- エ (1)エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、原則として信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。ただし、(1)エ(ウ)に掲げる部分の点灯は、アただし書きによることができるものとする。
- オ(1)オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時のみ消灯できるものであること。
- カ 階段又は傾斜路の誘導灯については、自動点滅器又は手動点滅器等により消灯及び点灯することができること。
- (5)接続方法
- 接続方法等は、別記1「連動式誘導灯設備」の基準によること。
- (6)消灯時の留意事項
- (3)ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。

7 電源及び配線

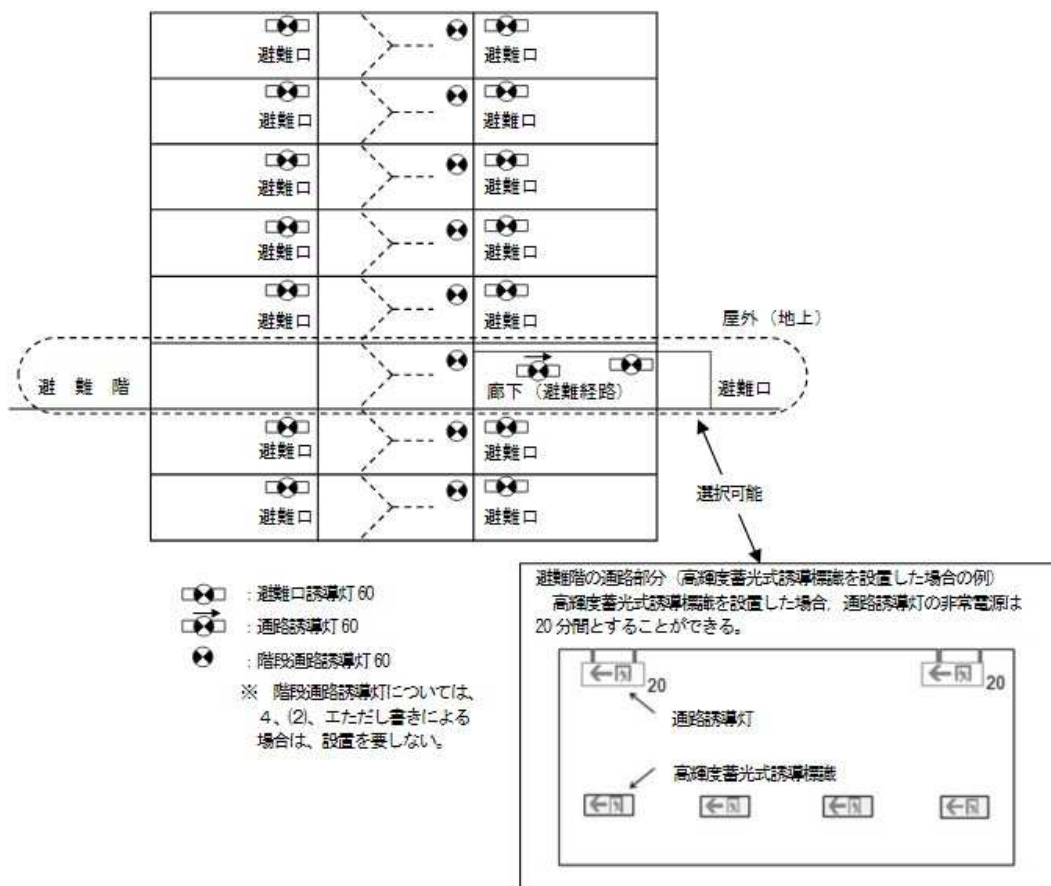
- (1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- (2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである表示をすること。
- (3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第4章第2節第2「非常電源」の例によること。
- (4) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。ただし、次のアからウに該当する防火対象物の省令28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（高輝度蓄光式誘導標識を床面から1m以下に有効に設置した場合は、その部分の通路誘導灯を除く。）は、60分間（20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交交換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること（第38図参照）。

なお、配線や自家発電設備等の基準については、省令第12条第1項第4号イ（イ）から（ニ）まで及び（ヘ）、ロ（ロ）から（ニ）まで、ハ（イ）から（ニ）まで並びにニ（イ）及び（ロ）並びにホの規定の例により設けること。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で延べ面積50,000㎡以上

イ 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で地階を除く階数が15以上あり、かつ、延べ面積30,000㎡以上

ウ 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上



第40図【非常電源容量を60分以上とする誘導灯の設置例】

- (5) 前(4)において高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合は、アからウによること。なお、高輝度蓄光式誘導標識の設置をもって、当該箇所に設置する通路誘導灯を免除することはできない。
- ア 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度は、次のいずれかによること。
- (ア) 停電時により通常の照明が消灯してから60分間経過した後の高輝度蓄光誘導標識の表示面において、 $75\text{mcd} / \text{m}^2$ 以上の輝度となる照度であること。
- (イ) 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光誘導標識(認定品S級に限る。)の設置箇所における照度は200ルクス以上であること。
- イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は、5(3)イ(サ)bによること。
- ウ 光を発する帯状の標示等を用いた誘導標示は、5(3)イ(サ)dの例によることとし、停電時により通常照明が消灯してからの時間を60分経過した後とする。
- (6) 非常電源を別置形の蓄電池設備又は自家発電設備とする誘導灯の常用(非常用)電源回路には、一般の負荷設備の地絡(漏電)により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (7) 常用電源からの専用回路は、2以上の階(小規模の防火対象物を除く。)にわたらないこと。ただし、(4)のただし書きに定める誘導灯及び通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。
- (8) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。

8 総合操作盤

- (1) 総合操作盤は、省令第28条の3第4項第12号により設けられているほか、防災センターに設けられていること。

別記1(5(2)及び6(5)関係)

連動式誘導灯設備の基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び付加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは、総合操作盤と信号装置等を連動し、総合操作盤から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するのに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

- (1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

機 器 設 備		点滅型誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅型誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機（移報装置を含む）	信号装置	連動開閉器	自動点滅器 1	施錠連動点滅器又は 照明器具連動点滅器 2	煙感知器	連動装置
		点滅型誘導灯設備										
誘導音装置付誘導灯設備												
点滅型誘導音装置付誘導灯設備												
誘導灯方式 消灯方式 設備	居室・廊下等											
	屋外階段等											
	遊園地・劇場・映画館 集会場等の対象場所											
	専ら関係者が存する場所等											

(注) : 設置を必要とするもの

○ : 必要に応じて設置するもの

1 : 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、省令第28条の3第3項第1号二の箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

2 : 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

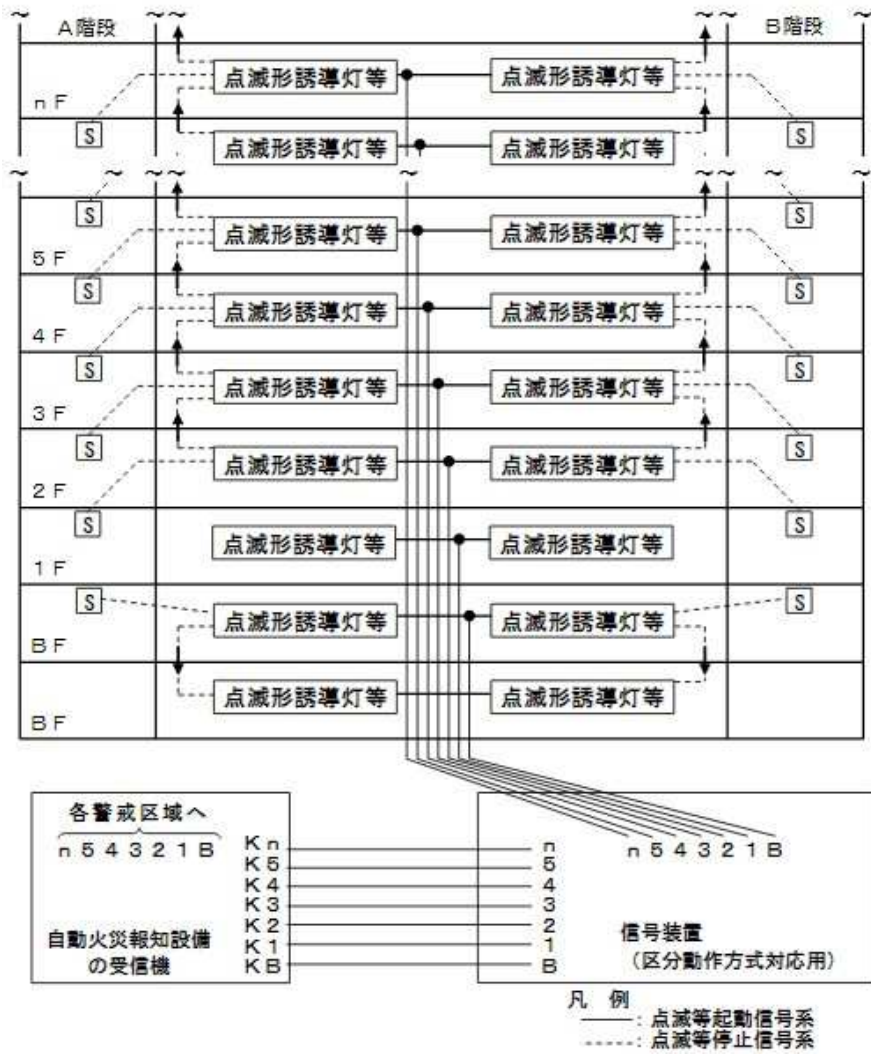
3 機器接続要領

- (1) 連動式誘導灯設備における各機器の接続は、第2図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあつては、第3図の例によること。
- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、前(1)の例によるほか第1図の例によること。ただし、区分動作方式とする場合で、区分動作等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないように構成されている場合は、この例によらないことができる。
- (3) 受信機及び信号装置
- ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は、第4図の例によること。
- イ 受信機から信号装置(移報用装置を経由する場合又は前(2)ただし書による場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。)までの配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯間の回路(以下「信号回路」という。)の配線は、次によること。
- ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合の配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。
- イ 信号回路には、他の機器を接続しないこと。
- (5) 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として3線式配線により常時電源が供給されていること。
- (6) 省令第28条の3第4項第12号に基づき監視、操作等を行う総合操作盤の設置を要する対象物において連動式誘導灯設備(自動火災報知設備と連動しているものに限る。)を設置する場合、信号装置等及び総合操作盤と連動装置との間の回路(以下「連動回路」という。)の配線は、次によること。ただし、総合操作盤が設置されている防災センターと同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と総合操作盤との連動を要しない場合、信号装置が総合操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び総合操作盤が直接接続できる場合、信号装置の例により行うこと。
- ア 連動回路の配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあつては、この限りでない。
- イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。

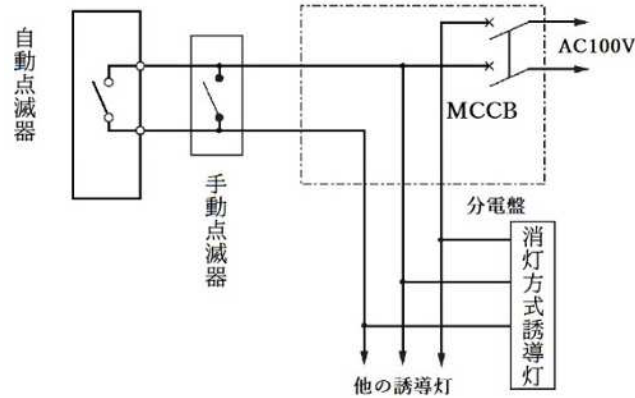
4 機器設置要領

- (1) 信号装置等(区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。)を設置する場合は、次によること。
- ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用設ける場合は、この限りでない。
- イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯信号装置である旨
- (イ) 消灯条件
- (ウ) 連動開閉器等の種別
- (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置箇所直近に次の事項を表示すること。

- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
- (イ) 点滅又は誘導音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
 - ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
 - イ 移報用装置は受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
 - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
 - エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
 - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
 - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別添第5図に示すC及びNC（ブレーク接点）端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあつては、誘導灯から1m以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
 - ア 連動開閉器
 - (ア) 構造は、JIS等の規定に適合したもので開閉に十分耐える容量のものであること。
 - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
 - (ウ) 接点容量は負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
 - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
 - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
 - イ 光電式自動点滅器
 - (ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
 - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
 - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、ア（オ）の例により必要事項を表示すること。
 - ウ 施錠連動点滅器
 - (ア) 施錠連動回路は、施錠時において開回路となるものであること。
 - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
 - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、ア（オ）の例により必要事項を表示すること。
 - エ 照明器具連動点滅器
 - (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
 - (イ) 照明器具連動点滅器は、（ア）の照明器具消灯時、照明器具連動回路が開回路となるものであること。
 - (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
 - (エ) 照明器具連動点滅器の直近には、ア（オ）の例により必要事項を表示すること。
- (5) 連動装置は、次によること。
 - 連動装置は、原則として操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置箇所直近に次の事項を表示すること。
 - ア 誘導灯連動装置である旨
 - イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）

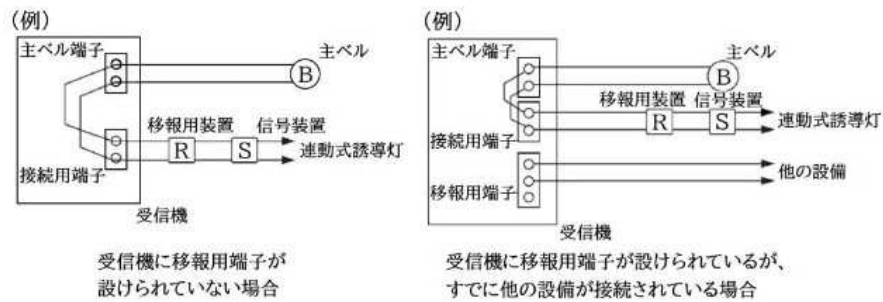


第1図【点滅等の停止専用煙感知器の設置例】

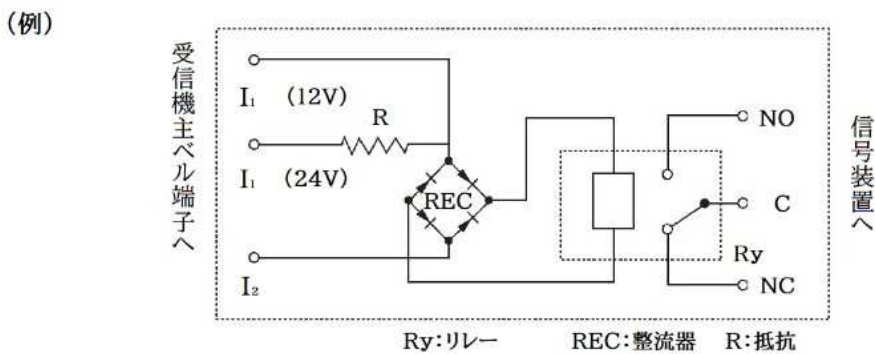


第3図【屋外階段等における消灯方式】

- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとする。
- 2 省令第28条の3第3項第1号二の箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
- 3 誘導灯の負荷容量に応じ、連動開閉器を設けること。
- 4 手動点滅灯又は点検のため、手動点滅器を設けることができる。



第4図【移報用を用いる場合の接続図】



第5図【移報用装置の回路図】